**令和３年度小山市居宅介護支援事業者指導計画**

資料２

1. 趣旨

　この実施計画は、小山市が指定する居宅介護支援事業者（従業者等を含む。以下、「指定居宅介護支援事業者等」という。）に対する指導・監査について、介護保険法に定めるもののほか、計画的、効果的に実施するために必要な事項を定めるものとする。

　指定居宅介護支援事業者等の指導は、利用者の自立支援・重度化防止及び尊厳の保持を念頭におき、「介護給付等対象サービスの質の確保」がなされているか、「保険給付の適正化」が図れているかなどの観点で実施する。

1. 対象事業者

小山市内に事務所を有する指定居宅介護支援事業者を対象とする。上記の事業者によらず、苦情や通報などがあり運営指導が必要と判断される場合については、必要に応じ随時実地指導を行うものとする。

1. 指導実施期間

令和３年４月１日から令和４年３月３１日

1. 実地指導の重点事項
2. 利用者の自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントについて
3. 事業所の運営・人員等の管理体制について
   1. 人員基準を遵守した従業員の配置
   2. 事故、苦情等への対応のための体制の整備状況
   3. 従業者の処遇（勤務体制、研修）
4. 介護報酬等請求の状況について
   1. 報酬基準に基づいた給付費の算定について
   2. 加算内容に基づいた体制の状況
5. 実施方法
6. 事業者への通知

実地指導に係る日程等については、原則として実施日の１か月前までに通知するものとする。

事業者は実地指導に係る事前提出書類を準備し、実施日の２週間前までに市に提出するものとする。

1. 指導体制

　実地指導は、原則として小山市役所保健福祉部地域包括ケア推進課の職員からなる２名以上の実地指導班を編成して実施するものとする。

1. 実地指導

　実地指導は、関係設備や事前に準備された書類等を確認し、対象事業者の関係者から説明を求める面談方式で行うものとする。

　なお、実地指導中に次に掲げる事項のいずれかに該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し監査に切り替えることとする。

ア　指定等の基準に関する重大な違反があると認められる場合

イ　介護給付等対象サービスの内容に不正又は著しい不当が認められる場合

ウ　介護報酬の請求に不当が疑われる場合

1. 指導結果の確定

実地指導が終了した時点で指導結果を確定し、概ね１か月以内に指導結果について通知を行うものとする。

1. 改善事項の報告

　実地指導の結果、改善を指示した事項については、指導結果の通知日から概ね１か月の期限を付して、改善報告書の提出を求める。また、改善内容を確認し、必要に応じて再度実地確認を行うものとする。